

第 8 章 - 著作権仲裁使用料審判委員会

- 第 8 0 1 条 著作権仲裁使用料審判委員会：設置および目的
- 第 8 0 2 条 著作権仲裁使用料審判委員会の構成員および手続
- 第 8 0 3 条 手続の開始および終了

第 8 0 1 条 著作権仲裁使用料審判委員会：設置および目的

(a) 設置 - 連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、著作権仲裁使用料審判委員会を任命し召集する権限を有する。

(b) 目的 - 本章の規定を条件として、著作権仲裁使用料審判委員会の目的は、以下のとおりとする。

(1) 第 1 1 4 条、第 1 1 5 条、第 1 1 6 条および第 1 1 9 条に定める相当な著作権使用料率の設定に関する決定を行うこと、ならびに、第 1 1 8 条に定める相当な使用料の条件および料率に関する決定を行うこと。第 1 1 4 条 (f) (1) (B)、第 1 1 5 条および第 1 1 6 条において適用される使用料率は、以下の目的を達成するよう算定されるものとする。

(A) 創造的な著作物を公衆にとって最大限に利用可能にすること。

(B) 既存の経済的状況において、著作権者にその創造的な著作物からの公平な見返りを与え、かつ、著作権使用者に公平な収入を与えること。

(C) 相対的な創造的寄与、技術的寄与、資本投資、費用、リスクならびに創造的表現のための新規市場およびその伝達媒体のための新規市場の開拓への寄与に関して、公衆が利用しうる製品に対する著作権者および著作権使用者の相対的な役割を反映させること。

(D) 産業構造および一般的に広く行われている業界慣行を混乱させる効果を最小限にとどめること。

(2) 以下の規定にのみ従って、第 1 1 1 条における著作権使用料の設定に関する決定を行うこと。

(A) 第 1 1 1 条 (d) (1) (B) により設定する使用料率は、(i) 国内の通貨の高騰もしくは下落、または (i i) 本法律の制定日現在の加入者一人あたりの使用料率の実勢金額レベルを維持するために、二次送信提供の基本サービスにつきケーブル加入者に対して課せられる平均使用料率の変更を反映して、調整することができる。ただし、二次送信提供の基本サービスにつきケーブル・システム加入者に課せられた平均使用料率が、国内の通貨高騰を超える程度に変更された場合、第 1 1 1 条 (d) (1) (B) により設定する使用料率の変更は認められない。さらに、加入者一人あたりの遠隔信号等価の平均値の減少に基づく使用料率の増加は認められない。著作権仲裁使用料審判委員会は、ケーブル産業が加入者料金の管理当局により二次送信提供の基本

サービスの料金を増額することを禁止されているか否かを軽減要素として考慮するの他、上記支払レベルの維持に関連する全ての要素を考慮することができる。

(B) 1976年4月15日より後に連邦通信委員会の規程および規則が一次送信者のサービス地域以遠にケーブル・システムによる追加のテレビ番組信号の送信を認めるものに修正された場合には、第111条(d)(1)(B)により設定される使用料は、ケーブル・システムによる追加の遠隔信号等価にかかる使用料率が上記規程および規則の修正による変更により相当となるよう修正することができる。連邦通信委員会規程および規則の修正後に提案される使用料率の相当性を決定するにあたり、著作権仲裁使用料審判委員会は、著作権者および使用者に対する経済的影響その他の要素を考慮しなければならない。ただし、(i) 1976年4月15日現在効力を有する連邦通信委員会の規程および規則に基づき認められる信号の伝達、もしくは許可された信号に代わる同種の信号(独立の信号、ネットワークの信号、もしくは非営業的教育の信号)の伝達、または(i i) 1976年4月15日現在効力を有する連邦通信委員会の規程もしくは規則の個別的適用免除に従って1976年4月15日より後に最初に伝達されたテレビ放送信号による、遠隔信号等価またはその端数に関しては、本号に基づく著作権使用料の調整は認められない。

(C) シンジケート番組およびスポーツ番組にかかる独占について1976年4月15日より後に行われた連邦通信委員会の規程または規則の変更の場合には、第111条(d)(1)(B)により設定される著作権使用料は、上記規程および規則の修正による変更により相当となるよう修正することができるが、かかる修正は、変更の適用を受けるテレビ番組信号であって変更の適用を受けるシステムが伝達するものについてのみ適用される。

(D) 第111条(d)(1)(C)および(D)に定める総収入制限は、国内の通貨の高騰もしくは下落、または第111条に定める例外の実勢金額レベルを維持するために二次送信提供の基本サービスにつきケーブル加入者に対して課せられる平均使用料率の変更を反映して、調整することができる。また、第111条(d)(1)(B)により設定する使用料率は修正されない。

(3) 第111条、第116条、第119条(b)および第1003条に基づき著作権局長に納付される使用料を分配し、争いがある場合にはかかる使用料の分配を決定すること。

(c) 決定 - 連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、著作権仲裁使用料審判委員会が召集される前に、以下の決定を含め、同委員会が行う手続に適用される手続または証拠に関する決定を行うことができる。

- (1) 第 1 1 1 条、第 1 1 9 条および第 1 0 0 5 条に基づき徴収された使用料のうち、連邦議会図書館長が争いの対象とならないと認定したものにつき、分配を許可すること。
 - (2) 第 1 1 1 条、第 1 1 9 条および第 1 0 0 7 条に基づき提起された使用料に関する訴えを、適時性または請求の根拠を証明できなかったことを理由に認容しまたは棄却すること。
- (d) 仲裁審判委員会の支援および費用償還 - 連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、著作権仲裁使用料審判委員会に対し、本章に基づく手続に関連して必要な行政サービスを提供し、また、連邦議会図書館長が規則で定める時期および方法にて分配手続に参加する仲裁人に費用を償還しなければならない。上記仲裁人は合衆国に代わって行為を行う独立した当事者であって、連邦議会図書館および当該仲裁人の署名ある契約に基づいて雇用される。仲裁人に対する支払は、第 8 0 2 条 (h) (1) において、連邦議会図書館および著作権局に生じた相当な費用とみなす。

第 8 0 2 条 著作権仲裁使用料審判委員会の構成員および手続

- (a) 著作権仲裁使用料審判委員会の構成 - 著作権仲裁使用料審判委員会は、連邦議会図書館長が第 (b) 節に従って指名した仲裁人 3 名から構成される。
- (b) 仲裁審判委員会の選任 - 連邦議会図書館長は、第 8 0 3 条に基づく仲裁手続を開始する通知を連邦官報に公告してから 1 0 日以内に、かつ、著作権局長が定める手続に従って、著作権局長の勧告に基づき、専門の仲裁協会が提出した一覧表から仲裁人を 2 名選任しなければならない。仲裁人たる資格は、仲裁手続を行いまた紛争の解決および和解を容易にした経験、その他連邦議会図書館長が著作権局長の勧告に基づき規則で定める資格を含むものとする。上記手続により選任された 2 名の仲裁人は、選任後 1 0 日以内に、仲裁人の議長となる第三の仲裁人を上記の一覧表から選任しなければならない。2 名の仲裁人が第三の仲裁人の選任につき合意に達しない場合、連邦議会図書館長が速やかに第三の仲裁人を選任しなければならない。連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、仲裁人および本章に基づく手続に適用される行為の基準に関する規則を制定しなければならない。
- (c) 仲裁手続 - 著作権仲裁使用料審判委員会は、第 8 0 1 条に定める目的を達成するために決定を行う目的で、第 5 編第 5 章第 部に従い、仲裁手続を行わなければならない。仲裁審判委員会は、書面による記録、著作権使用料審判所の先例、著作権仲裁審判委員会の先例および第 8 0 1 条 (c) に基づく連邦議会図書館長の決定に基づいて処分を行わなければならない。第 1 1 1 条、第 1 1 2 条、第 1 1 4 条、第 1 1 6 条もしくは第 1 1 9 条に基づき著作権使用料を受けられることができると主張する著作権者、第 1 1 2 条 (f) に基づき法定使用許諾を受けられることができる送信機関、第 1 1 4 条 (d) に基づき法定使用許諾を受けられることができると主張する者、また

は、著作権につき利害ある者で第1006条に基づき著作権使用料を受けることができる者と主張する者は、仲裁審判委員会に対して当該著作権者または著作権につき利害ある者に適用される関連する情報および提案を提出することができ、また、仲裁手続に参加するその他の者は、手続を行う仲裁審判委員会に対してその者につき関連する情報および提案を提出することができる。使用料率決定の手続においては、手続の当事者は仲裁審判委員会が指示する方法および配分にて全ての費用を負担するものとする。分配手続においては、当事者は、分配の率に直接比例する費用を負担する。

- (d) 手続 - 連邦議会図書館長は、本章に基づく手続を規制するため、1993年著作権使用料審判所改革法の制定日¹に発効する、連邦規則集第37編第3章に定める規程および規則を制定しなければならない。かかる規程および規則は、連邦議会図書館長が、著作権局長の勧告の後、第5巻第5章第 部にに基づき附則または規則を廃止する規定を制定するまで効力を有するものとする。
- (e) 連邦議会図書館長への報告 - 仲裁手続を開始する通知が連邦官報に公告されてから180日以内に、当該手続を行う著作権仲裁使用料審判委員会は、使用料またはその分配に関する決定を連邦議会図書館長に報告しなければならない。上記報告書は、書面による記録を伴い、かつ、仲裁審判委員会がその決定に関連すると認定した事実を記載しなければならない。
- (f) 連邦議会図書館長による行為 - 第(e)節に基づく著作権仲裁使用料審判委員会の報告書を受領してから60日以内に、連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、仲裁審判委員会の決定を採択しまたは拒絶しなければならない。連邦議会図書館長は、当該決定が恣意的でありまたは当該決定に適用される本編の規定に矛盾すると認定する場合を除き、当該決定を採択しなければならない。仲裁審判委員会の決定を拒絶する場合、連邦議会図書館長は、上記60日間の満了前に、仲裁手続において作成された記録全部の審査後、著作権使用料またはその分配を定める命令を発行しなければならない。連邦議会図書館長は、仲裁審判委員会の決定および連邦議会図書館長の決定（前段に基づき発行された命令を含む）を、連邦官報に公告させなければならない。連邦議会図書館長はまた、その適切と考える手段にて上記決定を公表しなければならない。連邦議会図書館長はさらに、仲裁審判委員会の報告書および付属する記録を、公の閲覧および謄写に供さなければならない。
- (g) 司法審査 - 第(f)節における仲裁審判委員会の決定に関する連邦議会図書館長の決定について、当該決定に拘束される当事者は、決定が連邦官報に公告されてから30日以内に、コロンビア特別区巡回区連邦控訴裁判所に控訴することができる。上記30日間に控訴がなされない場合、連邦議会図書館長の決定は最終のものとなる。

¹ 1993年12月17日

り、使用料またはその分配に関する決定は決定に定めるとおり発効するものとする。本項に基づく控訴の係属は、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条、第119条または第1003条に基づき著作権使用料支払の義務を負う者が、控訴の対象となる決定により上記各条に定める計算書および使用料を納付する義務を免除するものではない。裁判所は、連邦議会図書館長が、恣意的に行為を行ったと連邦議会図書館長に提出された記録に基づき認定した場合にのみ、連邦議会図書館長の決定を修正または破棄する権限を有する。連邦議会図書館長の決定を修正する場合、裁判所は、その終局的判決に従って、著作権使用料および費用の金額または分配に関する独自の決定を行い、超過使用料の返還を命じ、不足料金の支払いを命じ、また、上記各金額につき生じた利息の支払いを命ずる権限を有する。裁判所はさらに、仲裁審判委員会の決定を破棄し、第(c)節に従って行われる仲裁手続のために事案を連邦議会図書館長に差し戻すことができる。

(h) 管理事項 -

- (1) 連邦議会図書館および著作権局の費用の著作権使用料からの控除 - 連邦議会図書館長および著作権局長は、本編に特段の定めのない範囲において、本編に基づき連邦議会図書館および著作権局に生じる相当な費用を、本編に基づき納付されまたは徴収される著作権使用料から控除することができる。かかる控除は、著作権使用料が著作権の主張を行う者に対して分配される前に行うことができる。また、歳出配分法に基づき支出と相殺される徴収額として配分される金額および本節に基づき控除することのできる金額は、費消されるまで引き出し可能とする。使用料率決定手続においては、連邦議会図書館長および著作権局に生ずる相当な費用は、第(c)節に基づき仲裁審判委員会が指示するところにより、手続当事者が負担するものとする。
- (2) 強制使用許諾の管理に必要な職 - 1994年立法府歳出配分法は、第111条、第112条、第114条、第115条、第116条、第118条もしくは第199条または第10章を執行するために連邦議会図書館において必要な被用者の職には適用されない。

第803条 手続の開始および終了

- (a)(1) 第112条、第114条、第115条および第116条に定める著作権使用料の調整に関する第801条(b)(1)に基づく手続ならびに第801条(b)(2)(A)および(B)に基づく手続については、本節第(2)項、第(3)項、第(4)項および第(5)項に掲げる日程に定める暦年に、著作権のある著作物の著作権者もしくは利用者が本編に定める著作権使用料、1993年著作権使用料審判所改革法の制定日²前に著作権使用料審判所が設定した著作権使用料または同制定日後に著作権仲裁使用料審判委員会が設定

² 1993年12月17日

した著作権使用料を受ける者は、使用料率の調整を求める旨の申立書を連邦議会図書館長に提出することができる。連邦議会図書館長は、著作権局長の勧告に基づき、調整を要求される使用料率につき申立人が重大な利害を有するか否かの決定を行わなければならない。申立人が重大な利害を有すると判断した場合、連邦議会図書館長は、かかる判断の通知およびその理由を、本章に基づく手続開始の通知と共に、連邦官報に公告させなければならない。

(2) 第801条(b)(2)(A)および(D)に基づく手続において、本節第(1)項に定める申立書は、1995年および以後5暦年毎に提出することができる。

(3) 第115条に定める著作権使用料率の調整に関する第801条(b)(1)に基づく手続において、本節第(1)項に定める申立書は、1997年および以後10暦年毎または第115条(c)(3)(D)に定めるとおり提出することができる。

(4)(A) 第116条に定める著作権使用料率の調整に関する第801条(b)(1)に基づく手続において、本節第(1)項に定める申立書は、第116条に基づき認められる任意的使用許諾が解除されまたは終了し、以後の合意により更新されなかった時から1年以内に提出することができる。

(B) 第116条に基づき認められる任意的使用許諾が解除されまたは終了し、1989年3月1日に終わる1年間にコイン式レコード演奏機を使用して実演された音楽著作物の数を大きく下回らない数の音楽著作物を使用する許諾を付与する別の使用許諾契約によって更新されなかった場合、連邦議会図書館長は、上記解除または終了から1年以内に本節第(1)項に基づき提出された申立書に基づき、著作権仲裁使用料審判委員会を招集しなければならない。仲裁審判委員会は、コイン式レコード演奏機を使用した、レコードに含まれる解除されまたは終了した任意的使用許諾契約の対象となった非演劇的音楽著作物の公の実演にかかる暫定著作権使用料率を速やかに設定しなければならない。かかる使用料率は、最終の使用料率と同一であるものとし、第802条に基づき当該著作物に適用される著作権使用料率を調整する仲裁審判委員会の手続終了までまたは第116条(b)に定める新たな任意的使用許諾契約により廃止されるまで、効力を有するものとする。

(5) 第112条に定める使用料支払の相当な条件および料率の判断に関する第801条(b)(1)に基づく手続については、連邦議会図書館長は第112条に定める時に、上記条項に定めるとおり手続を行うものとする。

(b) 第801条(b)(2)(B)または(C)に基づく手続については、第(B)号または第(C)号に定める場合の後12ヶ月以内に、著作権のある著作物の権利者または利用者で、第111条に定める使用料または著作権使用料審判所もしくは連邦議会図書館長が定める使用料率による使用料を受ける者は、使用料率の調整を要求

する旨の申立書を連邦議会図書館長に提出することができる。連邦議会図書館長は、本条第（a）節に定めるとおり手続を行うものとする。著作権使用料審判所または本節に基づき連邦議会図書館長が行う著作権使用料率の変更は、第801条（b）（2）（B）または（C）の規定に従い、1980年、1985年および以後5暦年毎に再度検討されるものとする。

（c）第118条に定める使用料支払の相当な条件および料率の決定に関する第801条（b）（1）に基づく手続については、連邦議会図書館長は第118条に定める時に、第118条に定めるとおり手続を行うものとする。

（d）第111条、第116条、第119条または第1007条に基づく一定の状況における使用料の分配に関する第801条（b）（3）または（4）に定める手続については、連邦議会図書館長は、かかる分配につき争いがあるとの判断に基づき、本章に基づく手続開始の通知を連邦官報に公告させなければならない。